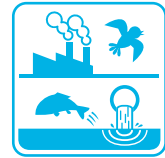


# 「心地よさ」が感じられるまちへ

うるおい・  
景観



環境



住宅・  
住生活



上下水道



道路・交通



# うるおい・景観

## 基本方針

### 現況

市域の広範囲で開発事業による宅地化が進んでいますが、市民がやすらぎと憩いを得られる場所が不足しています。

### 課題

総合公園から街区公園まで、利用目的に応じた公園の整備が求められるとともに、まちなみに緑を増していくことが求められています。

## やすらぎ・憩いの環境づくり

公園・緑地の整備充実を図るとともに、まちなみ緑化や水辺空間の整備・活用を図って、まちに“うるおい”をつくっていきます。

### 現況

優れた景観は、市民の心に安らぎやゆとりをもたらすだけでなく、この地を訪れる人にまで感動を与える市民共通の財産です。

### 課題

歴史的・文化的資産を生かした景観、自然景観などを保全・活用するとともに、良好なまちなみ・都市景観の創出を進めていく必要があります。

## 良好な景観の保全と創出

自然的・歴史的景観の保全・活用、良好な都市景観の創出について、その景観資源に携わる人の営み（文化・生活）を含めた多面的な観点からの取り組みの推進を図っていきます。



### ■この分野の計画

- ・緑の基本計画（策定予定）（平成23年度～平成32年度/公園緑地課）
- ・草津市景観形成基本計画（平成元年度～/環境課）



## 施策

## 概要

### ①公園・緑地の整備

緑の基本計画に基づき、緑化重点地区と都市公園の整備を進めるとともに、子どもの居場所の適切な整備を行います。

### ②まちなみ緑化の推進

建物屋上や壁面、駅前、それぞれの住宅などの緑化を促進するとともに、緑化フェア等を通じて普及啓発を行います。

### ③水辺空間の活用

恵まれた水辺環境を、まちと市民生活のうるおい資源・親水空間として整備し生かしていきます。

### ④草津川廃川敷地の活用

草津川廃川敷地について、自然と調和した市民の憩いの場、“まちなか”の安全空間としての活用を図るため、市民、関係機関等との協議・調整を行い、整備を進めます。

### ①自然的・歴史的景観の保全と活用、都市景観の形成

宿場と街道のまちなみ形成を図るなど良好な景観の保全と創出に努めるとともに、良好な都市景観の形成を誘導・促進します。



# 私たちの達成目標と行動の指針

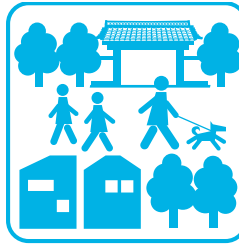
達成目標

やすらぎ・憩いの  
環境づくり



市民が利用できる  
公園・緑地が増える！

良好な景観の  
保全と創出



誰もが快適で心地よいと  
感じる場所が増える！

指標	公園・緑地面積 (ha)				市内および居住地周辺の景観に好感が持てると感じる市民の割合 (%)			
	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24
	62.6	64.5	64.6	64.7	27.5	28.0	28.0	31.0
	担当課			公園緑地課	担当課		都市計画課	

行動の指針

行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公園・緑地の活用のあり方を再検討し、市民ニーズに応える公園・緑地の整備を推進します。</li> </ul> <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民との協働により、公園・緑地を計画的に整備します。</li> </ul>	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○統一感とゆとりのある都市景観づくりに努めます。</li> </ul> <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○良好な景観の創出の具体的取り組みとなる、地区計画※等の制度の活用を促進します。</li> </ul>
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者の立場で公園整備に参加します。</li> <li>○公園の維持管理に対して積極的に役割を果たします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活者の立場から、快適で心地よい地域の空間づくりに努めます。</li> </ul>
事業者等	<p>(企業・大学等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公園整備、管理のあり方について研究、実践を行います。</li> </ul>	<p>(企業・大学等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○企業や大学等において、快適で心地よいと感じる空間づくりに取り組みます。</li> </ul>



※地区計画：街区単位できめ細かな市街地像を実現していく制度であり、安全で快適な街並みの形成や、良好な環境の保全などを目的に、地区単位の整備目標、土地利用、地区施設、建築物等の整備に関する方針や計画を、都市計画法に基づいて定めたもの。

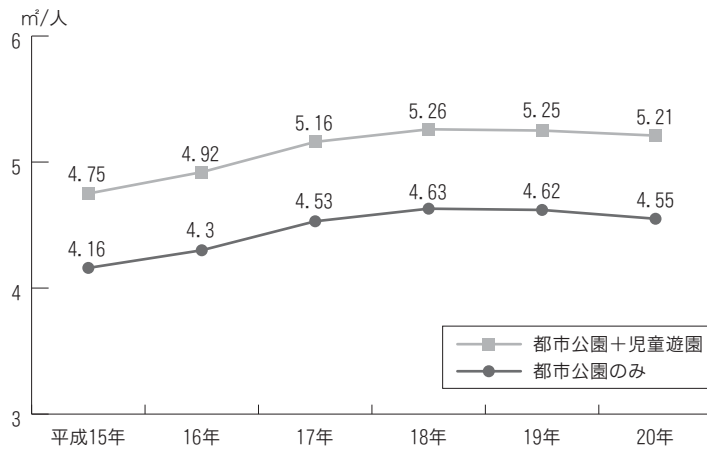


## この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		担当課
		名称		
やすらぎ・憩いの環境づくり	①公園・緑地の整備	主	ロクハ公園整備事業	公園緑地課
	②まちなみ緑化の推進	主	花街道推進事業	公園緑地課
		リ	緑化を推進する市民運動展開事業	公園緑地課
	③水辺空間の活用	主	草津川緑地整備事業	公園緑地課
主		平湖・柳平湖利活用等検討事業	企画調整課	
良好な景観の保全と創出	④草津川廃川敷地の活用	マ	草津川跡地利用構想促進事業	企画調整課
		リ		
	①自然的・歴史的景観の保全と活用、都市景観の形成	主	地域街なみ形成推進事業	都市計画課
リ		うるおいネットワーク推進事業	企画調整課	
主		風致地区審査事務	公園緑地課	

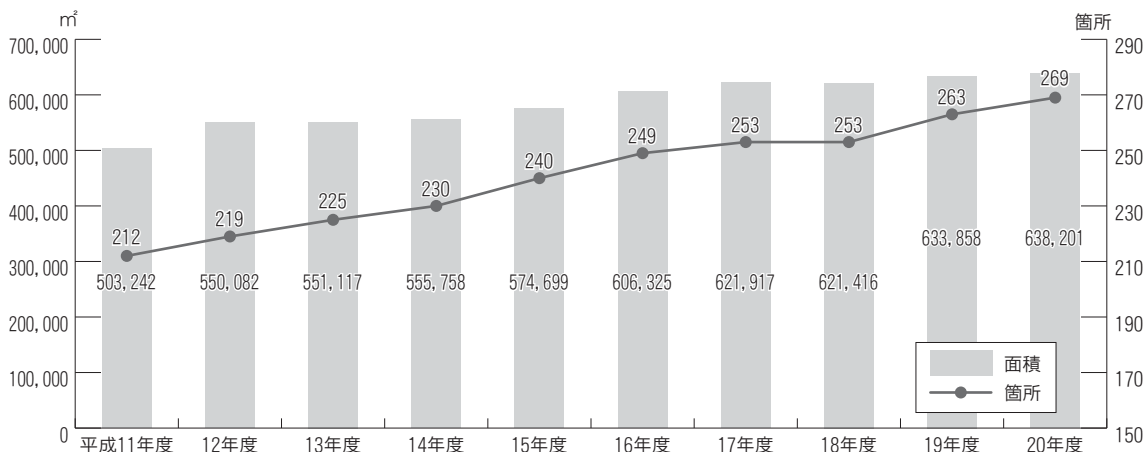
Landscape  
景観

市民一人あたりの公園面積



資料：公園緑地課

公園・遊園地等の推移



資料：公園緑地課

# 環境

## 現況

生物多様性に配慮した開発・まちづくりが、ひいては、人とまちにうおいと豊かさをもたらすことが、広く認知されてきています。

## 課題

自然の一部として人がこの地に生きるうえで、もともとある地形や生物多様性に十分な配慮をすることが求められます。

## 現況

次世代を担う子どもを主な対象として、総合的な環境学習の展開を進めています。

## 課題

持続可能な社会実現のため、環境学習の重要性がますます高まっており、「くさつエコ・ミュージアム」のいっそうの充実・活用が求められます。

## 現況

温暖化防止条例（「愛する地球のために約束する草津市条例」）の施行を受け、温暖化対策地域推進計画に基づく諸施策を実施しています。

## 課題

低炭素社会※の実現を目指し、地球温暖化対策についての周知・広報に努めるとともに、省エネルギー、新エネルギー利用の促進を図ります。

## 現況

イベント等を通じ、市民のリサイクル、ごみ減量・資源化の推進や環境美化の推進を図るとともに、廃棄物の適正処理を行ってきています。

## 課題

資源有効活用についての啓発、指導等を積極的に行って市民の意識を高め、実践行動をさらに促進していく必要があります。

## 現況

必要な環境調査・環境影響評価等を実施し、公害規制基準の遵守と公害リスクの管理を行ってきています。

## 課題

住工混在地域での騒音、悪臭など、生活に身近な環境公害が増えてきています。

## 基本方針

### 自然とともに生活する環境づくり

丘陵地から琵琶湖までの変化に富んだ自然条件に息づく生態系に配慮して環境保全に努めるとともに、市民が自然とふれあう機会の充実を図ります。

### 環境学習の充実

環境学習の充実を図るため、地域の資源を生かした、「くさつエコ・ミュージアム」を推進し、発信します。

### 地球温暖化対策への貢献

様々な主体が参画するプラットフォーム（基盤組織）「草津市地球冷やしたい推進協議会」の活動推進、また、省エネルギーと新エネルギー利用の推進を図り、地球温暖化対策へ貢献します。

### 資源循環型社会の構築と廃棄物の適正処理

発生抑制・資源化の推進、廃棄物の適正処理対策など、資源循環型社会の構築に向けた取り組みを進めていきます。

### 環境汚染・公害への適切な対策

環境汚染等の調査や環境負荷低減のための事業所等への指導などにより、環境汚染・公害への適切な対策を図ります。

#### ■この分野の計画

- ・草津市景観形成基本計画（平成元年度～/環境課）
- ・“草津市地球冷やしたい”プロジェクト～草津市地球温暖化対策地域推進計画～（平成20年度～/環境課）
- ・ごみ処理基本計画（平成22年度～平成33年度/ごみ減量推進課）



## 施策

## 概要

### ①生態系の保全

「草津市の自然と人との共生をすすめる施策の推進計画」に基づいて、緑地・水辺等の保全、保護樹木の指定や自然環境保全地区の充実に努めます。

### ②自然環境とふれあう機会の充実

自然観察会や身近な植生・生物調査などを通じて、市民が自然とのふれあいを楽しめる機会の充実に努めます。

### ①環境学習の拠点づくり

「くさつエコ・ミュージアム」の充実・活用を図るとともに、様々な主体による環境学習等の活動が増加し活発化していくための仕組みを整えていきます。

### ②環境学習の内容充実

環境学習等に関わる様々な活動情報を提供・発信できる場づくりや、環境学習に取り組む人・団体などの活動支援を図ります。

### ①様々な主体が参画するプラットフォームの構築

様々な主体が参画する「草津市地球冷やしたい推進協議会」のネットワークを拡充させ、地球温暖化対策を積極的に推進します。

### ②省エネルギーと新エネルギー利用の推進

省エネルギーに配慮した生活・事業活動を促進し、省エネ機器の普及を図るとともに、自動車の利用についても環境面から見直します。また、太陽光発電など新エネルギーの利用を推進していきます。

### ①発生抑制・資源化の推進

ごみ収集方法を見直すなど、3R活動（ごみの減量・再利用・再資源化）を推進し、ごみの減量と資源の有効活用に努めます。

### ②ごみの適正処理

処理方法に適した分別方式や、ごみ量に応じた収集体制を整備するとともに、発生するごみを適正に処理するため、各種施設を計画的に整備します。

### ③し尿の適正処理

湖南広域行政組合において、し尿を適正に処理し、生活環境の保全を図ります。

### ④環境美化の推進

不法投棄ごみ、散在性ごみの解消に向けて、定期的なパトロール実施のほか、市民・事業者・行政等が協力し、環境美化に努めます。

### ①環境汚染等の調査

大気や河川水質等に係る環境調査や土壌汚染、地下水汚染調査を継続的に実施します。

### ②事業所等からの環境負荷対策

環境負荷の低減のため、事業所等の適切な指導に努めます。

※低炭素社会：二酸化炭素の最終的な排出が少ない産業・生活システムによる社会のこと。

- ・草津市環境基本計画（平成12年度～/環境課）
- ・草津市の自然と人との共生をすすめる施策の推進計画（平成21年度～/環境課）

# 私たちの達成目標と行動の指針

達成目標

## 自然とともに生活する 環境づくり



多種多様な生物が生息する空間が増える！

## 環境学習の充実



環境学習に参加する団体が増える！

## 地球温暖化対策への 貢献



地球温暖化対策に関する市民活動が活発である！

指標	自然環境保全地区（地区）				こども環境会議参加団体数（団体）				地球温暖化対策に取り組む市民の割合（%）				
	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	
	15	15	15	17	55	57	59	61	54.9	57.0	59.0	61.0	
	担当課			環境課	担当課			環境課	担当課				
行政	<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の自然環境の状況を把握し、自然環境を保全するための取り組みを進めていきます。</li> </ul> <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自然環境を守る活動に関係する、市民、事業者、団体等の交流の機会をつくっていきます。</li> </ul>				<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○次世代を担う子どもを中心に、市民、事業者との連携により環境学習の充実を図ります。</li> </ul> <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民、事業者、団体等の交流機会を提供します。</li> </ul>				<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民、事業者等の自主的な取り組みを進めるための重点アクション等の仕組みづくりおよび啓発を行います。</li> </ul> <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○様々な主体が参加する、地球温暖化対策に係るプラットフォームの充実を図ります。</li> </ul>				
	市民・地域	○自然環境保全に関わって活動に参加します。				○様々な環境学習・啓発イベント等に参加するとともに、主体となって参加、実施します。				○身近で自らできる地球温暖化対策に取り組みます。			
		○生物多様性に配慮した敷地内緑化や地域と連携した社会貢献活動に取り組みます。				○地域環境を大切にするため、地域と連携した社会貢献活動に取り組みます。 ○行政が取り組む環境学習の展開について、積極的に協力します。				○自主的に省エネ対策、新エネルギー利用、緑化推進を行います。 ○省エネ製品の研究・開発等を進めます。			
事業者等	○生物多様性に配慮した敷地内緑化や地域と連携した社会貢献活動に取り組みます。				○地域環境を大切にするため、地域と連携した社会貢献活動に取り組みます。 ○行政が取り組む環境学習の展開について、積極的に協力します。				○自主的に省エネ対策、新エネルギー利用、緑化推進を行います。 ○省エネ製品の研究・開発等を進めます。				

行動の指針



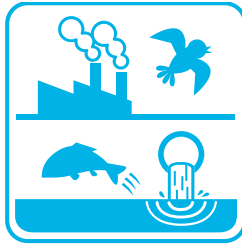


## 資源循環型社会の構築と 廃棄物の適正処理



家庭や事業所からでる  
ごみの量が減る！

## 環境汚染・公害への 適切な対策



環境基準が  
常に達成されている！

ごみの資源化率 (%)				環境管理基準 (BOD※) の 達成状況 (達成回数/測定回数)			
H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24
15.6	15.7	22.3	22.5	16/18	24/24	24/24	24/24
担当課		ごみ減量推進課		担当課		環境課	
<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○関連施設や収集体制の計画的な整備を行い、廃棄物の適正処理体制を安定的に確保していきます。</li> <li>○散在性ごみ等への対策のため、定期的なパトロールを行います。</li> </ul> <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民がごみ減量・リサイクル活動に積極的に取り組めるよう啓発活動や各種事業の充実を図ります。</li> <li>○散在性ごみ等の発生抑制や回収活動を市民とともにを行います。</li> </ul>				<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境リスク対策についての情報提供や事業所の監視を強化します。</li> <li>○環境基準の定期的な調査を継続して実施します。</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみの減量・リサイクル活動に取り組むとともに、各種啓発事業にも積極的に参加します。</li> <li>○ごみの出し方のルールを守り、分別の徹底に協力します。</li> <li>○不法投棄をはじめ、散在性ごみの発生抑制や回収活動を行い、地域の環境美化に取り組めます。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活型公害対策に自ら取り組みます。</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市の行うごみ減量化等の取り組みや地域の活動に積極的に協力します。</li> <li>○資源循環型社会を担う役割と社会的責任を認識し、ごみの減量・資源化を実践します。</li> </ul>				<p>(大学・UNEP※等の研究機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな物質による環境リスク対策に向け、行政と連携を図ります。</li> <li>○自ら率先して公害対策に取り組めます。</li> </ul>			

環境



くさつ夢風車ちゃん



温暖化ロゴマーク

※BOD：生物化学的酸素要求量。水質指標のひとつ。水中の有機物等の量を、その酸化分解に微生物が必要とする酸素の量で表したものです。

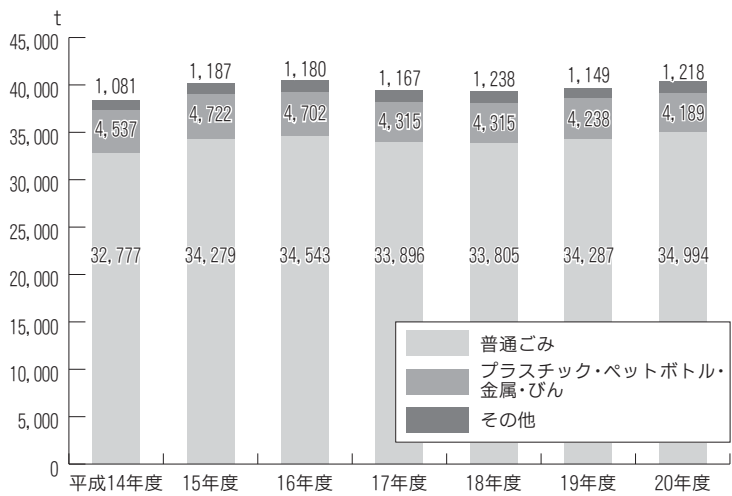
※UNEP：国連環境計画。本市には、その国際環境技術センターが立地している。

## この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
自然とともに生活する環境づくり	①生態系の保全	主	自然環境保護事業 環境課
	②自然環境とふれあう機会の充実	主	自然環境保全啓発推進事業 環境課
環境学習の充実	①環境学習の拠点づくり	リ	環境学習推進事業 環境課
		リ	地域環境活動支援事業 環境課
リ		くさつエコ・ミュージアム活用事業 環境課	
	②環境学習の内容充実	主	環境学習交流・発信事業 環境課
地球温暖化対策への貢献	①様々な主体が参画するプラットフォームの構築	主	地域協議会運営事業 環境課
	②省エネルギーと新エネルギー利用の推進	主	自動車対策事業 環境課
主		省エネルギー対策事業 環境課	
主		新エネルギー対策事業 環境課	
資源循環型社会の構築と廃棄物の適正処理	①発生抑制・資源化の推進	マ	廃棄物減量推進事業 ごみ減量推進課
		主	ごみ問題を考える草津市民会議活動推進事業 ごみ減量推進課
		マ	資源回収促進補助事業 ごみ減量推進課
		マ	生ごみ処理容器等購入補助事業 ごみ減量推進課
		主	ビン類ごみ処理事業 クリーンセンター
		主	ペットボトル処理事業 クリーンセンター
		主	クリーンセンター見学・学習啓発事業 クリーンセンター
		主	ごみ類収集運搬事業 ごみ減量推進課
		主	資源ごみ類収集運搬事業 ごみ減量推進課
		主	廃棄物処理施設整備事業 廃棄物処理施設建設準備室
	主	普通ごみ処理事業 クリーンセンター	
	③し尿の適正処理	主	湖南広域行政組合運営事業 ごみ減量推進課
	④環境美化の推進	主	ボランティア清掃ごみ回収事業 ごみ減量推進課
マ		不法投棄・粗大ごみ回収事業 ごみ減量推進課	
環境汚染・公害への適切な対策	①環境汚染等の調査	主	環境調査事業 環境課
	②事業所等からの環境負荷対策	主	事業所等指導事業 環境課



### ごみ処理量



出典：ごみ減量推進課

環境



# 住宅・住生活

## 現況

昭和40年代から住宅開発が大きく進み、近年は大学の立地もあいまって、JR駅周辺を中心とした“まちなか”の市街地整備と住宅開発が続いています。

## 課題

成熟の段階を迎えた既成市街地の良好な環境を守るとともに、ゆとりとうるおいある市街地整備・住宅開発を誘導していく必要があります。

## 現況

“まちなか”では、計画的な市街地整備が進む一方で木造住宅の密集した地区もあり、防災面も含めて、複合的な課題が残された居住環境となっています。

## 課題

JR草津駅東地区等の密集した市街地において、都市基盤整備と都市機能の更新を図り、“まちなか”の居住環境の質的向上を図っていく必要があります。

## 基本方針

### 住まいと住生活の魅力向上

住まいと住生活の安心や魅力を高めるため、良質な住宅資産・良好な市街地の形成を誘導するとともに、近隣相互の関わり合いによる地域づくりが行われるよう支援します。

### “まちなか”の魅力向上

本市の“まちなか”の価値と魅力をさらに高めるため、JR駅周辺の市街地の整備をはじめ、総合的な視点から生活利便性のさらなる向上を進めていきます。

## ■この分野の計画

- ・草津市建築物安全安心実施計画（平成16年度～平成22年度/建築課）
- ・草津市既存建築物耐震改修促進計画（平成20年度～平成27年度/建築課）
- ・草津市住宅マスタープラン（平成10年度～平成22年度/住宅課）
- ・草津市都市計画マスタープラン（平成18年度～平成32年度/都市計画課）
- ・草津市将来道路網基本計画（平成6年度～平成22年度/都市計画課）
- ・草津駅東地域市街地総合再生計画（平成10年度～/都市計画課）



## 施策

## 概要

### ①良質な住宅資産の形成

公営住宅の計画的な建替・改修を行うとともに、民間事業者と連携によって市内の住宅資産の質の向上を図ります。

### ②市街地の整備と土地利用の適切な誘導

都市機能の再構築と密集市街地の改善など市街地の整備を進めるとともに、土地の高度利用を含め、適切な土地利用の誘導を図っていきます。

### ③近隣とともに作る住生活への支援

地域づくりの市民活動と連携し、大規模開発の抑制や建築協定※、景観協定※等の諸制度を活用した快適な住生活づくりを支援します。

### ①魅力的な“まちなか”づくり

市民生活に対して魅力ある“まちなか”づくりを前提としながら、草津のまちを行き交う人からも憧れや親しみを集めるよう、“まちなか”の質的向上を総合的に図っていきます。

※建築協定：一定の区域の住民が全員の合意によって、建築基準法に上乗せした建築の制限を設け、互いにこの基準に従うことを約束する制度。  
※景観協定：土地や建物の持ち主などがつくった都市景観を形づくる建物、広告、樹木などのルールを、市長が認定する制度。強制力がない反面、内容は自由。

# 私たちの達成目標と行動の指針

達成目標

## 住まいと住生活の 魅力向上



誰もが住みたい・住み続けたいと  
感じる、魅力と安心がある！

## “まちなか”の 魅力向上



“まちなか”に人がつどい、  
ゆっくり楽しんでいる！

指標	良好な居住環境が形成されていると感じる市民の割合 (%)				“まちなか”に魅力があると 感じる市民の割合 (%)			
	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24
	52.1	54.0	56.0	58.0	18.3	19.0	19.0	22.0
	担当課			住宅課	担当課		都市再生課	

行動の指針

行政	<p>(施策展開において)</p> <p>○ゆとりとうるおいがあり、環境に配慮したライフスタイルを実現できるよう、市街地整備・住宅開発を誘導・指導します。</p> <p>(協働の視点)</p> <p>○市民が安心して暮らせるように、住居等に関する情報の発信を進めます。</p>	<p>(施策展開において)</p> <p>○“まちなか”の魅力を高めて市全体の「元気」をつくる視点を重視し、市街地の整備と土地利用の適切な誘導を図っていきます。</p> <p>(協働の視点)</p> <p>○地元関係者も含めた中で、将来の“まちなか”のビジョンを共有していきます。</p>
	<p>○地域の特性に応じた、ゆとりとうるおいのある良質な住宅・住環境をつくり、守り、育てます。</p>	<p>○“まちなか”の魅力をつくる主役となって、考え、行動していきます。</p>
	<p>(開発事業者・建設事業者等)</p> <p>○市街地整備・住宅開発において、ゆとりとうるおいづくり、環境への配慮に努めます。</p>	<p>(商店街等)</p> <p>○事業者間の連携も強めながら、市民・地域と一体となった取り組みの展開を図ります。</p>

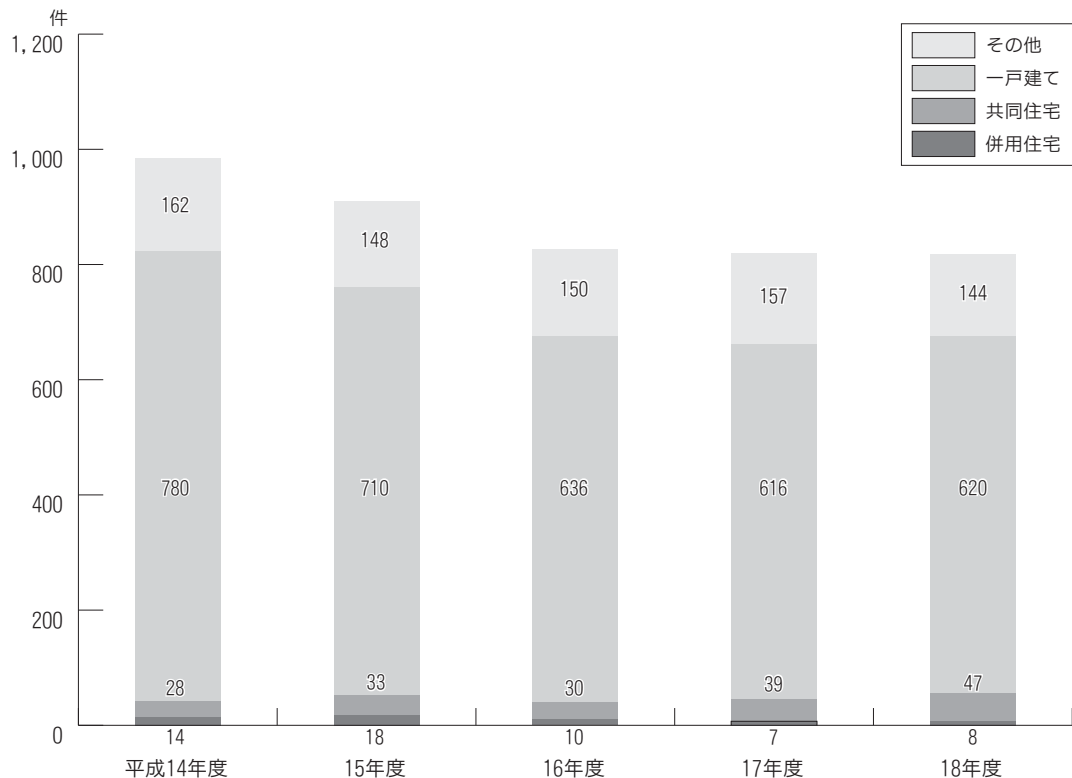


## この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
住まいと住生活の魅力向上	①良質な住宅資産の形成	主 公営住宅建設事業	住宅課
		主 都市計画推進事業	都市計画課
	②市街地の整備と土地利用の適切な誘導	主 市街地再開発街づくり推進事業	都市計画課
		主 開発審査事務	開発調整課
		主 市営住宅運営事業	住宅課
	③近隣とともにつくる住生活への支援	主 中心市街地再生計画推進事業	都市再生課
①魅力的な“まちなか”づくり			
“まちなか”の魅力向上			

住宅・住生活

住宅確認申請数



出典：建築指導課

# 上下水道

## 基本方針

### 現況

本市の水道は昭和39年から一部給水を開始し、人口急増に対応しながら拡張事業を着実に進め、概ね100%の普及率となっています。

### 課題

老朽化が進む初期に整備した水道管や施設の更新・耐震化を推進し、適切な維持管理を行うことが最大の課題となっています。

### 水の安定供給

水の安定供給のため、上水道施設の整備・更新・適切な維持管理を行うとともに、健全な事業経営を行います。

### 現況

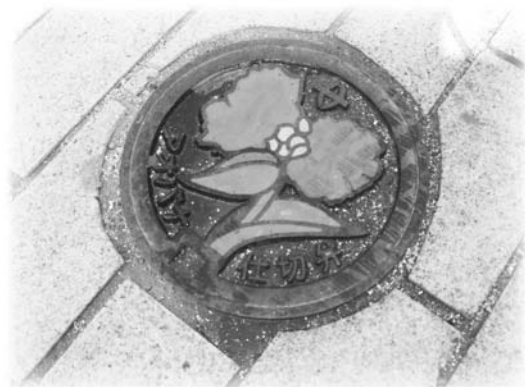
快適な暮らしを実現し、琵琶湖をとりまく水環境を守るために、市民・事業者等がすべて下水道に接続し、適正に管理することが大切です。

### 課題

未整備地域があとわずかとなった今、下水道施設の普及促進と老朽化した施設の更新や機能強化などの適切な維持管理が求められます。

### 汚水の適正処理

汚水の適正処理のため、市内未水洗化世帯の下水道への早期接続を促していくとともに、下水道施設の整備と適切な維持管理を行います。



## ■この分野の計画

- ・水道水質検査計画（平成17年度～/浄水課）※毎年度更新
- ・水道事業中期経営計画（策定予定）（平成23年度～平成27年度/上下水道総務課、上水道課、浄水課）
- ・草津市地域水道ビジョン（策定予定）（平成23年度～平成33年度/上下水道総務課、上水道課、浄水課）
- ・公共下水道事業第6期経営計画（平成19年度～平成23年度/上下水道総務課、下水道課）
- ・公共下水道長寿命化計画（策定予定/下水道課）
- ・公共下水道総合地震対策計画（策定予定/下水道課）





## 施策

## 概要

### ①上水道施設の整備・更新

上水道の配水管や導水管、浄水場などの施設について、整備・更新を計画的に実施します。

### ②上水道施設の適切な維持管理

質的・量的な水の安定供給を堅持するため、各施設の適切な維持管理を行います。

### ③水道事業の健全経営

経営の効率化を図り、適正な料金設定とするとともに、健全な事業経営を行います。

### ①水洗化の促進

下水道供用開始区域内の未水洗化世帯に対して、下水道への早期接続を促していきます。

### ②下水道の整備と維持管理

計画に基づいて下水道整備を進めるとともに、市民が安心して下水道を使えるよう施設の適切な維持管理を行います。

### ③農業集落排水施設の維持管理

施設の適切な維持管理を行います。



# 私たちの達成目標と行動の指針

達成目標

## 水の安定供給



エコにも配慮したローコストで安心・安全な水を、いつでも利用できる！

## 汚水の適正処理



市内の水洗化が完了する！

指標	水の安定供給に対して不満を感じている市民の割合 (%)				水洗化率 (処理区域内水洗化人口 / 処理区域内人口) (%)			
	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24
	5.9	5.9	5.4	4.9	93.2	93.8	94.4	95.0
	担当課			上下水道総務課	担当課		下水道課	

行動の指針

行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○上水道施設の整備や老朽施設の更新を計画的に行うとともに、適切な維持管理を行います。</li> <li>○水道事業の持続的な運営に向けて、効率的な経営に努め、経営基盤の強化を図っていきます。</li> </ul> <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水源の保全や節水・エコライフなどにつながる情報提供等に努めます。</li> </ul>	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○未整備地域の解消に努めます。</li> <li>○下水道施設の性能が落ちないように維持管理を効率的に行います。</li> </ul> <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○下水道の正しい使い方を啓発し、未接続の建物については、接続を促します。</li> </ul>
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水の大切さを知り、水源である琵琶湖の水質を守って生活し、節水に努めます。</li> <li>○給水装置を適切に管理します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宅内の排水設備を定期的に清掃します。</li> <li>○下水処理に負荷をかけないように、油や固形物などを下水道に流さないようにします。</li> </ul>
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水道施設の適切な管理を行うとともに、水源である琵琶湖の水質を守って事業を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工場などの排水設備を適正に維持管理します。</li> <li>○排水の水質を定められた範囲に保ちます。</li> </ul>

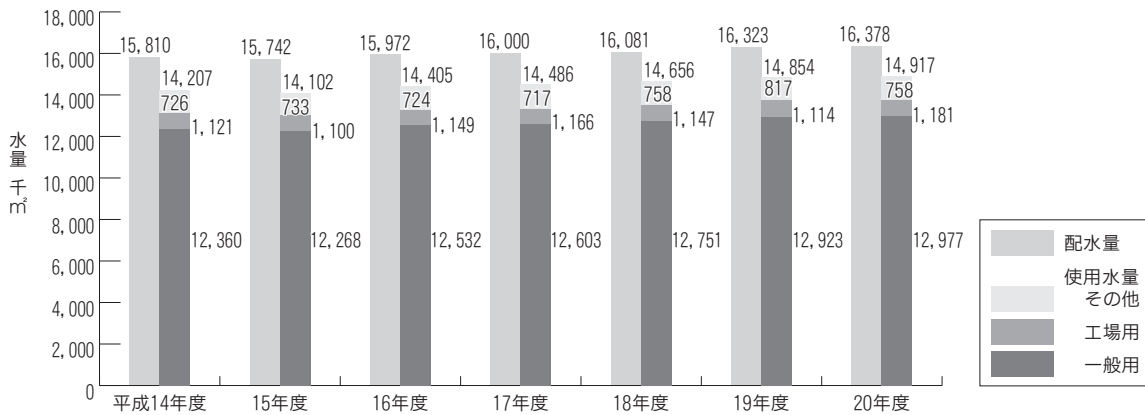


## この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		
		名称	担当課	
水の安定供給	①上水道施設の整備・更新	主 導水管整備更新事業	上水道課	
		主 配水管更新事業	上水道課	
		主 浄水場施設整備事業	浄水課	
	②上水道施設の適切な維持管理	主 上水道施設修繕事業	上水道課	
		主 上水供給事業	浄水課	
	③水道事業の健全経営	主 水道経営事務	上下水道総務課	
	汚水の適正処理	①水洗化の促進	主 水洗便所改造資金貸付事業	下水道課
		②下水道の整備と維持管理	主 一般汚水公共下水道維持管理事業	下水道課
			主 一般汚水公共下水道整備事業	下水道課
③農業集落排水施設の維持管理		主 農業集落排水維持管理事業	下水道課	

上下水道

使用水量・配水量の推移



出典：上下水道総務課

# 道路・交通

## 基本方針

### 現況

主要幹線道路における交通量の増加と整備の遅れ等によって慢性的な交通渋滞が生じており、生活道路への交通流入量も増加傾向にあります。

### 課題

主要幹線道路および生活道路、また、歩道・自転車道等の、計画的・体系的な整備と安全で快適な道路空間の整備が求められています。

### 安全で快適な道路づくり

広域主要幹線道路から生活道路、歩道・自転車道まで、円滑な移動のための整備を計画的に進めるとともに、道路空間の安全性・快適性を高めていきます。

### 現況

公共交通空白地等の解消、移動制約者の生活交通の確保などの課題に対し、「草津市地域公共交通活性化再生協議会」を設置し検討を進めています。

### 課題

市民・来訪者の移動利便性・生活利便性を高めるため、新たな公共交通システムを整備していく必要があります。

### 公共交通体系の充実

公共交通空白地・不便地の解消を図るとともに、公共交通機関による市内移動の利便性向上を図ります。

### 現況

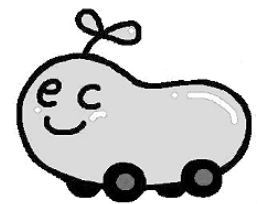
公共公益的な建築物等に対してバリアフリー化を指導していますが、県の条例に強制力がないことから、整備が進まない状況にあります。

### 課題

今後とも、継続的かつ精力的にバリアフリー化の促進を図り、指導を行うとともに、市内移動の円滑化を進めていく必要があります。

### バリアのないまちづくり

市内円滑移動のため、「バリアフリー基本構想」における重点整備地区内での特定事業の推進を図るとともに、サインやインフォメーションの充実に努めます。



まめバスキャラクター  
ecoまめ

#### ■この分野の計画

- ・草津市バリアフリー基本構想（平成22年度～/交通政策課）
- ・草津市交通事故減少プラン（平成22年度～/交通政策課）



## 施策

## 概要

### ① 広域主要幹線道路等の整備促進

県都市計画道路大津湖南幹線、山手幹線および栗東志那中線の整備、また、平野南笠線整備への早期着手を促進していきます。

### ② 幹線道路の整備

市内の円滑移動に資する、都市計画道路（大江霊仙寺線）の整備に努めます。

### ③ 生活道路の整備

市民生活に身近な、地域間および地域内の市道等の整備に努めます。

### ④ 歩道・自転車道等の整備

歩行者や自転車利用者が安全かつ快適に移動できるよう、歩道や自転車道等の整備に努めます。

### ⑤ 安全で快適な道路空間の整備

「交通事故減少プラン」を踏まえて、交通安全施設等の整備、歩車分離整備、放置自転車対策などを進めます。

### ① 公共交通の充実

JR南草津駅への新快速の停車への働きかけ強化のほか、個別の要請に応じる乗り合いタクシー等の公共交通サービスの提供を検討します。

### ② 公共交通機関の利便性の向上

交通結節における移動手段間の接続改善を図るとともに、JR駅周辺の駐車・駐輪場の充実や市内の循環移動の確保に努めます。

### ① まちのバリアフリー化の促進

段差解消や手すり設置など建築物等のバリアフリー化を促進するとともに、市内移動円滑化のため、低床車両の導入、わかりやすいサインやインフォメーションを充実させます。



# 私たちの達成目標と行動の指針

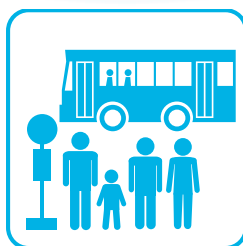
達成目標

## 安全で快適な道路づくり



スムーズに通行でき、草津らしさを感じる道路景観がある！

## 公共交通体系の充実



公共交通機関が便利で市内の移動がしやすい！

## バリアのないまちづくり



車いすで“まちなか”を自由に移動できる！

指標	環状道路および主要な都市計画道路等の整備率（整備済延長／整備予定延長）（％）				公共交通機関の利便性に満足している市民の割合（％）				まちに障壁（バリア）が少ないと思う市民の割合（％）				
	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	
	65.6	66.5	66.5	66.5	33.4	40.0	43.0	45.0	21.5	23.0	24.0	25.0	
	担当課			道路課	担当課			交通政策課	担当課				交通政策課
行動の指針	<b>（施策展開において）</b> ○本市の交通基盤についての将来ビジョンを市民とともに描きながら、計画に基づく着実な整備促進等を図ります。 ○環境や景観に配慮した道路整備を推進します。 <b>（協働の視点）</b> ○市民の意見等を反映できる場を提供できるよう努めます。				<b>（施策展開において）</b> ○持続可能な公共交通手段の将来像を描くため、乗合タクシー実証運行等を行います。				<b>（施策展開において）</b> ○「草津市バリアフリー基本構想」に基づいて重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化を推進します。				
	○市民や地域の意見や要望を集約し、「地域の道づくり」について提案します。 ○道路清掃や草刈、駐車駐輪モラルの向上など、道路を守り大切に使うための市民活動の展開を図ります。				○公共交通サービスを積極的に利用します。								
	<b>（企業・大学等）</b> ○産官学連携により、人にやさしく、安全で快適な利便性の高い交通基盤整備等に向けた相互の研究を推進します。				○「公共交通の活性化」を共通の目標とし、事業者間の連携の強化に努めます。				<b>（建物所有者等）</b> ○建物建設時等において条例を踏まえるとともに、既存建築物についても、条例に適合する改修等に努めます。				

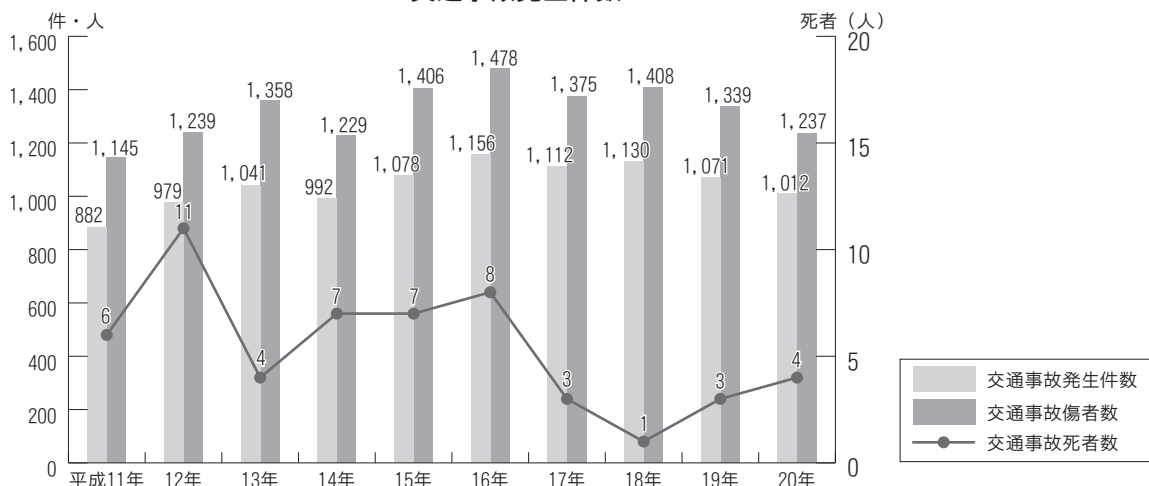


## この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
安全で快適な道路づくり	①広域主要幹線道路等の整備促進	主 国・県道路整備対策事業	都市再生課
	②幹線道路の整備	リ 大江霊仙寺線整備事業	道路課
	③生活道路の整備	主 道路新設改良事業	道路課
	④歩道・自転車道等の整備	主 歩道新設拡幅整備事業	道路課
	⑤安全で快適な道路空間の整備	主 交通安全施設新設事業	道路課
		主 道路パトロール事業	道路課
		主 道路維持補修事業	道路課
		マ 交通安全啓発事業	交通政策課
		マ 放置自転車対策事業	交通政策課
		マ 公共交通対策事業	交通政策課
公共交通体系の充実	①公共交通の充実	リ 南草津駅新快速停車促進事業	交通政策課
		マ 市営西口・西口第2自転車駐車場運営事業	交通政策課
		リ 草津駅前地下駐車場運営事業	交通政策課
	②公共交通機関の利便性の向上	主 草津駅東自転車駐車場管理運営事業	交通政策課
		主 南草津駅駐輪・駐車場運営事業	交通政策課
		主 南草津駅東口自転車駐輪場整備事業	交通政策課
		主 南草津駅東口自転車駐輪場整備事業	交通政策課
		主 南草津駅東口自転車駐輪場整備事業	交通政策課
バリアのないまちづくり	①まちのバリアフリー化の促進	マ バリアフリー基本構想推進事業	交通政策課

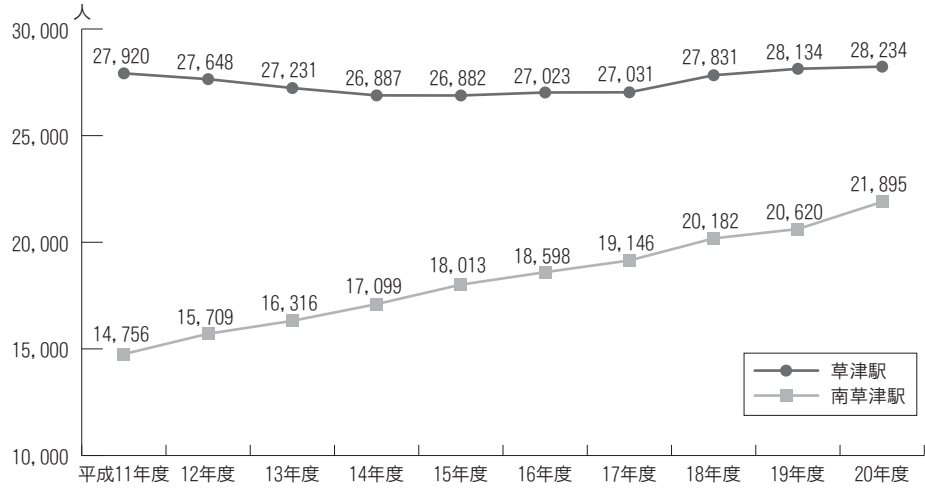
道路・交通

交通事故発生件数



資料：草津警察署

### JR草津駅・南草津駅の利用状況



資料：県交通政策課

